

「ワクチン接種後まもなく死亡した遺族が制度を知らず申請できない現状への対応を求める」について

請 願 者



紹介議員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) 私の妻は令和3年7月15日に新型コロナウイルスワクチンを接種し、4日後の7月19日に左脳皮質下出血で意識を失い、意識が戻らないまま5日後の令和3年7月24日に亡くなりました。それまでは病氣ひとつしなかった元気な妻であり、急死した原因は私にはワクチン以外に考えられませんでした。搬送先の病院ではワクチンとの因果関係は分からないと言われました。

私が、ワクチンの被害を報告する「副反応疑い報告」制度や、ワクチン接種後の健康被害を救済する「予防接種健康被害救済制度(以下「救済制度」)」の存在を知ったのは、妻が亡くなってからかなり後になってからでした。副反応疑い報告制度については、知人から聞いて死亡診断をした病院に頼んだところ、渋々ではありましたが報告してもらえました。私がお願ひしなければ、報告はされなかったのではないかと思っています。

また救済制度の存在を知ったのは妻が亡くなってから約1年5か月後で、最初に自分で申請できる事も支援者から聞きました。そのため、妻が亡くなってから約2年8か月後にようやく救済制度の申請ができ、接種から3年5か月後の令和6年12月20日に「予防接種法第15条第1項の規定に基づき当該死亡が予防接種を受けた事によるものとする」との認定決定を受けました。

もし、妻が亡くなった病院や手続きをした市町村窓口で、こういった制度があることを早く教えていたら制度の存在を教えていただいていた遅くなりながらも申請し、認定を受けることができたが、制度の存在すら知らず申請できていない遺族も多数存在しているのではないだろうか。

また、家族がワクチンと死亡との因果関係を疑っているにも関わらず、病院関係者等に「ワクチンと死亡は関係ない」と言われると、そのままあきらめてしまう家族も沢山いるように思われます。実際、救済制度は厚生労働省が設ける公的制度であり、申請には因果関係の証明自体が必須ではありませんが、そのことが広く知られていないために申請を躊躇するケースも見受けられます。副反応や健康被害が疑われた際に医師が「ワクチンとの因果関係は証明できない」と説明してしまうと、申請そのものを諦めてしまうご家族もいると思われま

す。こうしたことから、ワクチン接種後間もなく家族を亡くした遺族に対して、病院や自治体において副反応疑い報告制度や救済制度の存在・申請方法等を親身に案内する体制が必要で

す。また、医療関係者が遺族の申請に対して不要な不安を与えるような説明を行うことは避けるべきです。さらに、市町村や県が、こうしたケースで遺族が制度を知らず申請できていない事例の有無を把握・調査し、必要な周知・支援体制を整えることが必要ではないかと考えます。加えて、ワクチン被害を報告する制度(副反応疑い報告・救済制度)については、ワクチン接種を受けるすべての人にしっかりと伝わるよう、県として広報やホームページ等を通じて十分に周知徹底することが求められます。

ワクチン接種で家族を突然亡くした遺族に、必要な情報が確実に届くよう、愛知県として誠実な対応を望みます。

ついては、下記事項について

記

- 1 ワクチン接種後間もなく死亡した遺族に対し、副反応疑い報告制度や予防接種健康被害救済制度がある事を案内するよう、愛知県内の市町村に依頼・通達を出す事。
- 2 ワクチン接種後間もなく家族を亡くした遺族が、必要な手続きを適切に行っているかについて、各市町村に調査を依頼する事。
- 3 ワクチン被害者のための制度(副反応疑い報告・救済制度)の周知を徹底するため、従来以上に広く、県のホームページや広報等で目立つ形で周知案内をする事。